別表　１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 具体的内容 | 補助内容 | 補助対象者 |
| 旭川ものづくり支援補助金 | 市内の製造業をはじめとする中小企業者等の，新製品・新サービスを展開するために必要な販路開拓に関する取組に要する費用の一部を補助する。 | 事業期間　　　１年以内  補助率　補助対象経費の２分の１以内  限度額  ①販路拡大連携枠  １，０００千円 | ①　市内に主たる事業所を有し，市内において１年以上操業している中小企業者（旭川市中小企業振興基本条例第２条第１号に規定する中小企業者）。ただし，同条の規定にかかわらず，次のいずれかに該当するものは中小企業者に含む。  ア　ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）であって，資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社または常時使用する従業員の数が900人以下の会社  イ　ソフトウェア業又は情報処理サービス業であって，資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社  ウ　旅館業であって，資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社  ②　市内に事務所を有する中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律第３条第１項に規定する中小企業団体であって，その過半数が中小企業者で組織された団体）  ③　市内在住，かつ，１年以上市内で操業している個人事業主  ※いずれの場合も市税を滞納していない（市税を納税している）ことを条件とする。 |

別表　２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 補助対象事業 | 補助対象経費 |
| 旭川ものづくり 支援補助金 | 新製品や新サービスを展開するために必要な販路拡大に関する事業 | ①原材料・副資材費  ②外注費  ③工業所有権導入費  ④Web関連費  ⑤広報費  ⑥展示会等出展費  ⑦報償費  ⑧委託費  ⑨旅費  ⑩直接人件費  ⑪その他市長が特に認める経費 |

別表　３

|  |  |
| --- | --- |
| 申請書等 | 関係書類 |
| 交付申請書  （様式第１号） | ①　事業計画書(様式第１号―１)  ②　事業予算書(様式第１号－２)  ③【法人の場合】  法人の全部事項証明書あるいは登記簿謄本  【個人事業主の場合】  個人事業の開廃業等届出書など１年以上の操業が確認できる書類  ④　市税を完納していることの証明書(補助申請時点で最新のもの)  ⑤　経営デザインシート（様式第1号－３）  ⑥　交付申請確認及び誓約書（様式第１号－４） |
| 変更申請書  （様式第３号） | 1. 事業計画書(様式第１号―１) 2. 事業予算書(様式第１号－２)   （いずれも変更後のものとする。） |
| 実績報告書  （様式第６号） | 1. 実績報告書(様式第６号－１) 2. 事業決算書(様式第６号－２) 3. 支出を証する書類 |
| 概算払申請書  （様式第９号） | 1. 資金収支計画書（様式第９号―１） |